

政務調査費マニュアル

平成24年4月1日

久留米市議会

はじめに

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、地方公共団体の権限と責任が拡大する中で、地方議会が担う役割も、ますます重要になっています。

このような中であって、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動の基盤の充実強化を図る観点から、平成13年4月1日の地方自治法の一部改正によって政務調査費が制度化され、久留米市においても「久留米市議会政務調査費の交付に関する条例」が同日施行されました。

また、久留米市議会基本条例（平成20年12月26日施行）の第18条では、「政務調査費は、議員の調査研究に資するために交付されるものであり、久留米市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、適正に執行しなければならない」とされており、政務調査費の交付を受ける会派は、制度の本旨に則り適正に運用することはもとより、使途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たさなければなりません。

本冊子では、政務調査費を執行する際に、各会派が統一的な運用ができるよう、条例第6条における使途基準の順に従い、ケースに応じた収支事務手続きをまとめました。

今後、各会派が一層活発に充実した政務調査活動を実施され、その成果が本市の発展と市民福祉の向上につながりますよう、ご活用いただければ幸いです。

〈目次〉

I 政務調査費とは

政務調査費の支出根拠となる法律、条例等	・ P 1
条例第6条における使途基準	・ P 1
支出できない経費の例	・ P 2

II 使途項目

研究研修費	・ P 3
調査旅費	・ P 7
資料作成費	・ P 10
資料購入費	・ P 11
広報費	・ P 12
広聴費	・ P 15
人件費	・ P 16
事務費	・ P 17

III 交付事務の流れ

・ P 21

《参考》 「様式例」

「政務調査費の支出根拠となる法律、条例等」

I 政務調査費とは

久留米市議会政務調査費は、地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項、並びに「久留米市議会政務調査費の交付に関する条例」に基づき、久留米市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む）に交付されるものである。

したがって、会派は、交付された政務調査費を規則に定める用途基準に従って使用するものであり、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。

○政務調査費の支出根拠となる法律、条例等

- ・ 地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項
- ・ 久留米市議会政務調査費の交付に関する条例
- ・ 久留米市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

○政務調査費の交付

交付対象＝会派（所属議員が 1 人の場合を含む）

交付額＝毎月 1 日の所属議員数に月額 50,000 円を乗じた額

交付日＝下記の支給月の 20 日（土・日・祝日の場合はその翌日）

4 月～ 6 月まで	4 月
7 月～ 9 月まで	7 月
10 月～12 月まで	10 月
1 月～ 3 月まで	1 月

○支出できない経費の例

- ・ 政党活動経費
（政党の広報紙、党費、党大会の参加費など）
- ・ 選挙活動経費
（選挙活動用の資料作成費、選挙事務所の経費など）
- ・ 後援会活動経費
（後援会活動用の資料作成費、後援会主催の行事に要する経費など）
- ・ 交際費的経費
（香典、祝金、見舞金、慶弔電報、年賀状の購入・印刷など）
- ・ 私的活動経費
（私的な旅行・観光に要する経費、日常生活に要する経費など）

○条例第6条における使途基準

1 研究研修費 …P 3	○会派が研究会、研修会を開催するために要する経費 ○会派の所属議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
2 調査旅費 …P 7	○会派の所属議員が調査又は研究を目的として旅行（鉄道、船舶、航空機等の交通機関を用いて移動することをいう。以下同じ。）するために要する経費
3 資料作成費 …P 10	○会派が資料を作成するために要する経費
4 資料購入費 …P 11	○会派が図書、資料等を購入するために要する経費
5 広報費 …P 12	○会派が行う調査研究活動の成果を住民に報告するために要する経費
6 広聴費 …P 15	○会派が市政及び会派の政策等に対する住民からの要望、意見を聴取するための会議等を開催するために要する経費
7 人件費 …P 16	○会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用するために要する経費
8 事務費 …P 17	○会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費

参考：札幌高裁（平成19年2月9日判決）

…会派としての意思統一がなされ、当該調査活動が会派として行うものであるとの会派の了解が存在することが必要であり、このような実態を伴わない調査研究費の支出は使途基準に違反した違法な支出といふべきである。

II 使途項目

研究研修費	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金 (交通費、宿泊費、食事代を含む。) (3) 出席者負担金 (4) 旅費 (交通費、宿泊費及び日当)
-------	--

- 会派が研究会、研修会を開催するために要する経費
- 会派の所属議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費

(1) 会場借上げ料

〈業者Aへ直接支払う場合〉

※裏面に業者からの請求書・領収書を添付。

印	
支 出 書	
決定日:平成〇〇年8月8日	
支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	研究研修費
支出先	A
支出年月日	平成〇〇年8月8日
摘 要	
〇〇研修会会場借上げ料	
開催日:平成〇〇年8月8日	
開催場所:〇〇会議室	

請 求 書	
△△議員団様	
請求日〇年8月8日	
会場代として	
A 印	

領 収 書	
△△議員団様	
領収日〇年8月8日	
会場代として	
A 印	

(2) 講師謝金

〈講師Bへ直接支払う場合〉

※裏面に業者からの請求書・領収書を添付。

印	
支出書	
決定日:平成〇〇年8月8日	
支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	研究研修費
支出先	B
支出年月日	平成〇〇年8月8日
摘 要	
〇〇研修会講師謝金	
開催日:平成〇〇年8月8日	
開催場所:〇〇会議室	

請求書	
△△議員団様	
請求日〇年8月8日	
講演料として	
B 印	

領収書	
△△議員団様	
領収日〇年8月8日	
講演料として	
B 印	

※講師への謝金を支出する際は、所得税の源泉徴収等に留意すること。

(3) 出席者負担金

〈主催者Cへ直接支払う（口座払い）場合〉

※裏面に業者からの請求書・領収書
（または振込み証明書）を添付。

印	
支 出 書	
決定日:平成〇〇年8月5日	
支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	研究研修費
支出先	C
支出年月日	平成〇〇年8月6日
摘 要	
〇〇研修会参加負担金	
開催日:平成〇〇年8月8日	
開催場所:〇〇市△△会議室	

請 求 書	
△△議員団様	
請求日〇年8月5日	
参加負担金として	
C 印	

領 収 書	
△△議員団様	
領収日〇年8月6日	
参加負担金として	
C 印	

〈参加議員Dへの資金前渡（会場にて参加費を払う）の場合〉

印	
支 出 書	
決定日:平成〇〇年8月5日	
支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	研究研修費
支出先	□□議員団 D
支出年月日	平成〇〇年8月5日
摘 要	
〇〇研修会参加負担金	
開催日:平成〇〇年8月8日	
開催場所:〇〇市△△会議室	

請 求 書	
¥〇〇〇〇	
ただし、研修会参加負担金として	
平成〇〇年8月5日	
□□議員団 代表者 〇〇〇〇様	
□□議員団	
氏名 D 印	
領 収 書	
上記の金額を領収いたしました。	
平成〇〇年8月5日	
□□議員団 代表者 〇〇〇〇様	
□□議員団	
氏名 D 印	

研修会案内や申込書のコピーを添付

領収書裏面に主催者発行の領収書を添付（8月8日以降）

※参加議員が金額受領時に領収書に押印し、研修出席後に主催者からの領収書を添付すること。

(4) 旅費（交通費、宿泊費及び日当）

支 出 書

決定日:平成〇〇年8月5日

支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	研究研修費
支出先	□□議員団 D
支出年月日	平成〇〇年8月5日
摘 要	
〇〇研修会参加旅費	
開催日：平成〇〇年8月8日	
開催場所：〇〇市	

請 求 書

¥〇〇〇〇

ただし、研修会参加旅費として

平成〇〇年8月5日

□□議員団 代表者 〇〇〇〇様

□□議員団

氏名 D 印

領 収 書

上記の金額を領収いたしました。

平成〇〇年8月5日

□□議員団 代表者 〇〇〇〇様

□□議員団

氏名 D 印

旅費計算書

期 日	8月8日～9日			
目的地	〇〇市			
運 賃	〇〇〇〇円			
宿泊料〇泊	〇〇〇〇円			
日 当△日	〇〇〇〇円			
合 計	〇〇〇〇円			

発着地	鉄道賃	特急	航空運賃	車賃
久留米				
☆☆				
〇〇				
久留米				

※「久留米市職員旅費条例」
別表の1級の職員の例により
算出した額以内で請求。なお、
旅費の計算は事務局に確認
のこと。

調査旅費 (1) 旅費 (交通費、宿泊費及び日当)

○ 会派の所属議員が調査又は研究を目的として旅行 (鉄道、船舶、航空機等の交通機関を用いて移動することをいう。以下同じ。) するために要する経費

(1) 旅費 (交通費、宿泊費及び日当)
 〈他市への視察旅費の場合〉

印												
支出書												
決定日:平成〇〇年10月10日												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">支出金額</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>支出科目</td> <td>調査旅費</td> </tr> <tr> <td>支出先</td> <td>□□議員団 E</td> </tr> <tr> <td>支出年月日</td> <td>平成〇〇年10月10日</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-top: 10px;">〇〇市、△△市視察旅費 平成〇〇年10月12日～14日</td> </tr> </table>	支出金額	〇〇〇〇円	支出科目	調査旅費	支出先	□□議員団 E	支出年月日	平成〇〇年10月10日	摘要		〇〇市、△△市視察旅費 平成〇〇年10月12日～14日	
支出金額	〇〇〇〇円											
支出科目	調査旅費											
支出先	□□議員団 E											
支出年月日	平成〇〇年10月10日											
摘要												
〇〇市、△△市視察旅費 平成〇〇年10月12日～14日												

請求書	
¥〇〇〇〇	
ただし、〇〇市、△△市視察旅費として	
平成〇〇年10月10日	
□□議員団 代表者 〇〇〇〇様	
□□議員団	
氏名 E 印	
領収書	
上記の金額を領収いたしました。	
平成〇〇年10月10日	
□□議員団 代表者 〇〇〇〇様	
□□議員団	
氏名 E 印	

旅費計算書																										
期日	10月12日～14日																									
目的地	〇〇市																									
運賃	〇〇〇〇円																									
宿泊料○泊	〇〇〇〇円																									
日当△日	〇〇〇〇円																									
合計	〇〇〇〇円																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>発着地</th> <th>鉄道賃</th> <th>特急</th> <th>航空運賃</th> <th>車賃</th> </tr> <tr> <td>久留米</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>久留米</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		発着地	鉄道賃	特急	航空運賃	車賃	久留米					☆☆					〇〇					久留米				
発着地	鉄道賃	特急	航空運賃	車賃																						
久留米																										
☆☆																										
〇〇																										
久留米																										

※「久留米市職員旅費条例」
 別表の1級の職員の例により
 算出した額以内で請求。なお、
 旅費の計算は事務局に確認
 のこと。

※視察調査を行った場合は、代表者へ報告書を提出する。(会派にて保管)

(様式例)

視察報告書	
平成〇〇年10月15日	
□□議員団	
代表者 ○〇〇〇様	
□□議員団	
氏名 E 印	
政務調査のため視察調査を実施したので、その概要を報告いたします。	
期 日	10月12日～14日
視察地	〇〇市、△△市
参加者	E
視察項目	
説明者	
説明内容	
感 想	

※説明内容や感想は、別紙に記載可能。

〈交通費（ガソリン・タクシー代など）の場合〉

印

支 出 書

決定日:平成〇〇年〇月〇日

支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	調査旅費
支出先	□□議員団 F (外△名)
支出年月日	平成〇〇年〇月〇日
摘 要	

〇月分交通費として
(複数の場合はそれぞれの
氏名と金額を記載)

請 求 書 (表面)

¥〇〇〇〇

ただし、〇月分交通費として

平成〇〇年〇月〇日

□□議員団 代表者 〇〇〇〇様

□□議員団

氏名 F 印

領 収 書

上記の金額を領収いたしました。

平成〇〇年〇月〇日

□□議員団 代表者 〇〇〇〇様

□□議員団

氏名 F 印

(裏面)

	項 目	交通費
〇月分	請求額	
	政務調査に要した額	

ここに領収書を添付
「会派名」「議員名」
「品名」「数量」「〇月分」
「発行日」「発行者(記名押印)」
が記載されていること
(レシート不可)

資料作成費	(1) 印刷製本費 (2) 筆耕翻訳料
-------	------------------------

○会派が資料を作成するために要する経費

(1) 印刷製本費
〈議員Gが立替払いの場合〉

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">印</div> <p style="text-align: center;">支 出 書</p> <p style="text-align: right;">決定日:平成〇〇年6月3日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>支出金額</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>支出科目</td> <td>資料作成費</td> </tr> <tr> <td>支出先</td> <td>□□議員団 G</td> </tr> <tr> <td>支出年月日</td> <td>平成〇〇年6月3日</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td>コピー代として 資料△△部</td> </tr> </table>	支出金額	〇〇〇〇円	支出科目	資料作成費	支出先	□□議員団 G	支出年月日	平成〇〇年6月3日	摘 要	コピー代として 資料△△部	<p style="text-align: center;">請 求 書</p> <p style="text-align: center;">¥〇〇〇〇</p> <p>ただし、コピー代として</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年6月3日</p> <p>□□議員団 代表者 〇〇〇〇様</p> <p style="text-align: center;">□□議員団</p> <p style="text-align: center;">氏名 G 印</p> <hr/> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>上記の金額を領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年6月3日</p> <p>□□議員団 代表者 〇〇〇〇様</p> <p style="text-align: center;">□□議員団</p> <p style="text-align: center;">氏名 G 印</p>	<p>領収書 裏面に業 者発行の 領収書を 添付 (6月3 日以前)</p>
支出金額	〇〇〇〇円											
支出科目	資料作成費											
支出先	□□議員団 G											
支出年月日	平成〇〇年6月3日											
摘 要	コピー代として 資料△△部											

※ 業者等へ直接支払う場合は、支出先を業者名とし、請求者発行の請求書（支出書決定日以前の日付）と領収書（支出年月日以降の日付）を添付。

(2) 筆耕翻訳料 →省略

資料購入費 (1) 新聞、雑誌、図書(追録図書を除く。)その他の資料の購入費

○会派が図書、資料等を購入するために要する経費

(1) 新聞、雑誌、図書(追録図書を除く。)その他の資料の購入費
 〈業者Hへ直接払う場合〉

※裏面に業者からの請求書・領収書を添付。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">印</div> <p style="text-align: center; margin: 0;">支 出 書</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">決定日:平成〇〇年6月30日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr><td style="width: 30%;">支出金額</td><td>〇〇〇〇円</td></tr> <tr><td>支出科目</td><td>資料購入費</td></tr> <tr><td>支出先</td><td>H</td></tr> <tr><td>支出年月日</td><td>平成〇〇年7月1日</td></tr> </table> <p style="margin: 0;">摘 要</p> <p style="margin: 5px 0;">☆☆新聞(〇月～〇月分) (または書籍名及び価格)</p> </div>	支出金額	〇〇〇〇円	支出科目	資料購入費	支出先	H	支出年月日	平成〇〇年7月1日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">請 求 書</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">請求日〇年6月30日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">〇月～〇月分</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">新聞代として</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">H 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">領 収 書</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">領収日〇年7月1日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">〇月～〇月分</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">新聞代として</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">H 印</p> </div>
支出金額	〇〇〇〇円								
支出科目	資料購入費								
支出先	H								
支出年月日	平成〇〇年7月1日								

※ 図書購入の際は、書籍名及び価格がそれぞれ明記されていること。

※ 個人的な趣味・興味の範囲に属し、娯楽性が高いものは認められない。

例) 海外ガイドブック、旅行雑誌、スポーツ新聞、クラシック演奏会に関する情報誌、鉄道雑誌、情報雑誌、植物に関する書籍等

参考：仙台高裁（平成19年4月26日判決）

…特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認めがたいから、本件用途基準に合致しない支出であると認める。

<p>広報費</p> <p>(1) 印刷製本費</p> <p>(2) 通信運搬費 (広報誌等の送料に限る。)</p> <p>(3) 会場借上げ料</p> <p>(4) ホームページの作成及び掲載に要する費用</p>

○ 会派が行う調査研究活動の成果を住民に報告するために要する経費

(1) 印刷製本費
 〈業者 I へ直接払う場合〉

印	
支 出 書	
決定日:平成〇〇年7月1日	
支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	広報費
支出先	I
支出年月日	平成〇〇年7月1日
摘 要	
印刷代として	
△△議員団広報誌 〇〇部	

※裏面に業者からの請求書・領収書を添付。

請 求 書
△△議員団様
請求日〇年6月30日
印刷代として
I 印

領 収 書
△△議員団様
領収日〇年7月1日
印刷代として
I 印

<p><u>広報紙 (資料) の原稿を添付</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;"> <p>発行者名には 「〇〇議員団」と 必ず会派名を 記入</p> </div>
--

参考：東京高裁（平成 22 年 11 月 5 日判決）

議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面のいずれかが明らかに強いともいえないような広報活動については、その費用の半額については「議員の調査研究に資する」ものとして政務調査費から支出することができる

(2) 通信運搬費（広報誌等の送料に限る。）

〈議員 J が立替払いの場合〉

<p>印</p> <p>支出書</p> <p>決定日:平成〇〇年9月30日</p> <table border="1"><tr><td>支出金額</td><td>〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>支出科目</td><td>広報費</td></tr><tr><td>支出先</td><td>□□議員団 J</td></tr><tr><td>支出年月日</td><td>平成〇〇年9月30日</td></tr><tr><td>摘要</td><td></td></tr></table> <p>通信運搬費として</p> <p> 広報誌〇〇部 送料</p> <p> 80円切手 〇〇枚</p>	支出金額	〇〇〇〇円	支出科目	広報費	支出先	□□議員団 J	支出年月日	平成〇〇年9月30日	摘要		<p>請求書</p> <p>¥〇〇〇〇</p> <p>ただし、切手代として</p> <p>平成〇〇年9月30日</p> <p>□□議員団 代表者 〇〇〇〇様</p> <p> □□議員団</p> <p> 氏名 J 印</p> <hr/> <p>領収書</p> <p>上記の金額を領収いたしました。</p> <p>平成〇〇年9月30日</p> <p>□□議員団 代表者 〇〇〇〇様</p> <p> □□議員団</p> <p> 氏名 J 印</p>	<p>領収書</p> <p>裏面に業者発行の領収書を添付</p> <p>(9月30日以前)</p>
支出金額	〇〇〇〇円											
支出科目	広報費											
支出先	□□議員団 J											
支出年月日	平成〇〇年9月30日											
摘要												

※公選法上、年賀・暑中見舞いハガキの購入は避ける。

(3) 会場借上げ料 → P 3 研究研修費の「(1) 会場借上げ料」を参照。

(4) ホームページの作成及び掲載に要する費用

※インターネットにおける会派のホームページの維持管理料は支出可。ただし、政務調査活動についての掲載部分（割合）についてのみ支出できる。

<p> 広聴費 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会場借上げ料 (2) 印刷製本費 (3) 食糧費（お茶・菓子代に限る。） </p>

○会派が市政及び会派の政策等に対する住民からの要望、意見を聴取するための会議等を開催するために要する経費

- (1) 会場借上げ料 → P 3 研究研修費の「(1) 会場借上げ料」を参照。
- (2) 印刷製本費 → P 1 0 資料作成費の「(1) 印刷製本費」を参照。
- (3) 食糧費（お茶・菓子代に限る。） → 省略

人件費	(1) 賃金 (社会保険料を含む。)
-----	--------------------

○ 会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用するために要する経費

(1) 賃金 (社会保険料を含む。)

※ 配偶者等、家族への支出は適当ではない。

※ 複数の会派が政務調査活動を補助するための職員を雇用することは可能。

※ 給料を支出する際は、所得税の源泉徴収等に留意すること。

参考：東京高裁（平成 19 年 12 月 20 日判決）

政務調査費活動の補助職員に家族を雇用するということはお手盛りとして納税者である住民の理解を得られにくく、さらに家族に支払う人件費の妥当な金額かどうかを検証することは難しいといえる。また、配偶者等は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であることも考慮すると支出は適当でない

事務費	(1) 消耗品費 (2) 通信運搬費 (3) 手数料 (4) 使用料（日本放送協会その他の公共放送機関への受信料を含む。）及び賃借料 (5) 備品購入費・・・運用により追加 (6) 修繕費・・・運用により追加
-----	---

○ 会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費

(1) 消耗品費

〈議員Kが立替払いの場合〉

<div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div> <h2 style="text-align: center;">支出書</h2> <p style="text-align: center;">決定日:平成〇〇年2月20日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支出金額</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>支出科目</td> <td>事務費</td> </tr> <tr> <td>支出先</td> <td>□□議員団 K</td> </tr> <tr> <td>支出年月日</td> <td>平成〇〇年2月20日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 摘要 消耗品費として インク代 </td> </tr> </table>		支出金額	〇〇〇〇円	支出科目	事務費	支出先	□□議員団 K	支出年月日	平成〇〇年2月20日	摘要 消耗品費として インク代	
支出金額	〇〇〇〇円										
支出科目	事務費										
支出先	□□議員団 K										
支出年月日	平成〇〇年2月20日										
摘要 消耗品費として インク代											

<h2 style="text-align: center;">請求書</h2> <p style="text-align: center;">¥〇〇〇〇</p> <p>ただし、インク代として</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年2月20日</p> <p>□□議員団 代表者 〇〇〇〇様</p> <p style="text-align: right;">□□議員団</p> <p style="text-align: right;">氏名 K 印</p> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/> <h2 style="text-align: center;">領収書</h2> <p>上記の金額を領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年2月20日</p> <p>□□議員団 代表者 〇〇〇〇様</p> <p style="text-align: right;">□□議員団</p> <p style="text-align: right;">氏名 K 印</p>	
---	--

<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>裏面に業者発行の領収書を添付 (2月20日以前)</p>

(2) 通信運搬費

印

支出書

決定日:平成〇〇年〇月〇日

支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	事務費
支出先	□□議員団 L (外△名)
支出年月日	平成〇〇年〇月〇日
摘要	

〇月分通信運搬費として
(複数の場合はそれぞれの
氏名と金額を記載)

請求書 (表面)

¥〇〇〇〇

ただし、〇月分通信費として

平成〇〇年〇月〇日

□□議員団 代表者 〇〇〇〇様

□□議員団

氏名 L 印

領収書

上記の金額を領収いたしました。

平成〇〇年〇月〇日

□□議員団 代表者 〇〇〇〇様

□□議員団

氏名 L 印

(裏面)

	項目	電話代
〇月分	請求額	
	政務調査に要した額	

○

内訳書 (通話料等明細が
わかるもの。写し可) 及び
領収書 (原本) を添付

(3) 手数料

〈議員Mが立替払いの場合〉

印	
支 出 書	
決定日:平成〇〇年8月6日	
支出金額	〇〇〇〇円
支出科目	事務費
支出先	□□議員団 M
支出年月日	平成〇〇年8月6日
摘 要	
〇〇研修会参加負担金 振り込み手数料として	

請 求 書	
¥〇〇〇〇	
ただし、銀行振込手数料として	
平成〇〇年8月6日	
□□議員団 代表者	〇〇〇〇様
□□議員団	
氏名 M 印	
領 収 書	
上記の金額を領収いたしました。	
平成〇〇年8月6日	
□□議員団 代表者	〇〇〇〇様
□□議員団	
氏名 M 印	

領収書
あるいは
振込みの
利用控え
を添付
(8月6日
以前)

※領収書あるいは利用控えの原本が、「研究研修費」参加負担金の支出書類に添付されている場合は、そのコピーで可。

(4) 使用料 (日本放送協会その他の公共放送機関への受信料を含む。) 及び
賃借料 →省略

(5) 備品購入費

※パソコン購入費 (周辺機器含む) ……適用 平成15年6月1日

- ①設置台数 会派に1台
- ②設置箇所 各会派控え室
- ③使用年数 4年間 *所得税法上の耐用年数に基づく
- ④その他 会派が解散した場合は、市において管理する

※カメラ購入費 ……適用 平成17年2月1日

- ①購入台数 会派に1台
- ②管理 会派において管理
- ③その他 会派が解散した場合は、市において管理する

(6) 修繕費 →省略

Ⅲ 交付事務の流れ

会派（所属議員が1人の場合を含む）	議 長	市 長
☆ 会派を結成（変更・解散）したとき （7日以内） ①会派結成届（第1号様式） ②会派変更届（第2号様式） ③会派解散届（第3号様式）	（経 由）	提 出 ◎
☆ 交付の申請（毎年度4月7日まで） ④政務調査費交付申請書（第4号様式） ⑤〇年度 政務調査費事業計画書 ⑥〇年度 政務調査費収支計画書	（経 由）	提 出 ◎
◎ ← 通 知		☆交付（変更）額の決定 政務調査費交付決定通知書 （第5号様式） 政務調査費交付変更決定通知書 （第6号様式）
☆ 交付の請求（交付日の10日前まで） ⑦請求書（市の様式）		提 出 ◎
◎ ← 交 付		☆ 交付（4・7・10・1月の20日） 政務調査費
☆ 会派において執行、書類の作成 ⑧出納簿 ⑨収入書 ⑩支出書 領収書、その他収入及び支出を <u>証明できる文書を添付</u>		
☆ 収支実績等の報告（4月30日まで） ⑪収支報告書（第7号様式） ⑫事業実績報告書（第8号様式）	提 出 ◎	写しの送付 ◎
◎ ← 通 知		☆交付額の確定 交付額確定通知書
☆ 残余额の返還（5月30日まで） 政務調査費		返 還 ◎

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 久留米市長
(久留米市議会議長経由)

会派名
代表者名 印

会派結成届

久留米市議会議政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会派の名称	
会派結成年月日	年 月 日
代表者名	
所属議員名	

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 久留米市長
(久留米市議会議長経由)

会派名
代表者名 印

会派変更届

年 月 日付けで届け出た会派結成届については、下記のとおり変更したので、久留米市議会議政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により届け出ます。

記

変更内容	
変更年月日	年 月 日

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 久留米市長
(久留米市議会議長経由)

会派名
代表者名 印

会派解散届

年 月 日付けで届け出た会派を下記のとおり解散したので、久留米市議会議政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した時期 年 月 日

第4号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 久留米市長
(久留米市議会議長経由)

久留米市城南町15番地3
会派名
代表者名 印

政務調査費交付申請書

久留米市議会議政務調査費の交付に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 所属議員数 名 (月 日現在)
- 5 交付申請額(平成 年度分) 円

代表者
□

収入書

決定日： 年 月 日

収入金額	円
収入科目	
収入先	
収入年月日	年 月 日
摘要	

代表者
□

支出書

決定日： 年 月 日

支出金額	円
支出科目	①研究研修費 ②調査旅費 ③資料作成費 ④資料購入費 ⑤広報費 ⑥広聴費 ⑦人件費 ⑧事務費
支出先	
支出年月日	年 月 日
摘要	

第7号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

久留米市議会議長 様

久留米市城南町15番地3

会派名

代表者名

印

政務調査費収支報告書

久留米市議会政務調査費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収入

政務調査費

円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	内訳
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務費		
合計		

3 残額

円

備考 添付書類

支出に係る領収書その他収入及び支出を証明することができる文書

第8号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

久留米市議会議長 様

久留米市城南町15番地3

会派名

代表者名

印

政務調査費事業実績報告書

久留米市議会政務調査費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の完了年月日

年

月

日

(年度分)

2 事業実績の概要

○地方自治法（抜粋）

第 6 章 議会

第 2 節 権限

第 100 条

〔中略〕

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

○久留米市議会政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月29日
久留米市条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、久留米市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平14条例19・平20条例33・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務調査費は、久留米市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付申請)

第3条 政務調査費の交付を受けようとする会派は、毎年度、市長に対し議長を經由して政務調査費の交付を申請しなければならない。

(交付額及び交付の方法)

第4条 会派に交付する政務調査費の額は、毎月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額50,000円を乗じて得た額とする。

2 政務調査費は、次の表の左欄に掲げる期間に属する月数分をそれぞれの区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に交付する。

4月から6月まで	4月
7月から9月まで	7月
10月から12月まで	10月
1月から3月まで	1月

- 3 前項の表の左欄に掲げる各期間(以下「単位期間」という。)の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の政務調査費は交付しない。ただし、任期満了の日が月の末日に当たる場合は、当該任期が満了する日の属する月分も交付する。
- 4 単位期間の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(結成された日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。
- 5 前項の規定にかかわらず、一般選挙の実施に伴い単位期間の途中において結成された会派に対しては、結成された日の属する月から政務調査費を交付する。この場合において、結成された日の属する月に係る政務調査費の額は、会派が結成された日を基準日とみなして第1項の例により算出した額とする。
- 6 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

- 7 政務調査費を交付する日(以下「交付日」という。)は、第2項の表の右欄に定める月(単位期間の途中において新たに会派が結成された場合にあつては、当該会派が結成された日の属する月の翌月(結成された日が基準日に当たる場合は、結成された日の属する月))の20日とする。ただし、交付日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日を交付日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第5条 政務調査費の交付を受けた会派が、単位期間の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務調査費の額(以下「既交付額」という。)が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額(以下「新算定額」という。)を下回るときは、新算定額から既交付額を差し引いて得られる額の政務調査費を追加して交付し、既交付額が新算定額を上回る場合は、会派は既交付額から新算定額を差し引いて得られる額の政務調査費を返還しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が、単位期間の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(使途基準)

第6条 政務調査費の使途は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究研修費 会派が研究会、研修会を開催するために要する経費又は会派の所属議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
 - (2) 調査旅費 会派の所属議員が調査又は研究を目的として旅行(鉄道、船舶、航空機等の交通機関を用いて移動することをいう。以下同じ。)するために要する経費
 - (3) 資料作成費 会派が資料を作成するために要する経費
 - (4) 資料購入費 会派が図書、資料等を購入するために要する経費
 - (5) 広報費 会派が行う調査研究活動の成果を住民に報告するために要する経費
 - (6) 広聴費 会派が市政及び会派の政策等に対する住民からの要望、意見を聴取するための会議等を開催するために要する経費
 - (7) 人件費 会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用するために要する経費
 - (8) 事務費 会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費
- 2 会派は、政務調査費を市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。
- 3 政務調査費を旅行のための経費として支出する場合にあつては、久留米市職員旅費条例(昭和32年久留米市条例第9号)別表の1級の職員の例により算出した額を超えてこれを支出してはならない。

(代表者)

第7条 会派は、政務調査費に関する代表者(以下「代表者」という。)を置かなければならない。

- 2 代表者は、その属する会派の政務調査費に係る経理をつかさどるものとする。

(収支実績等の報告)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、政務調査費が交付された年度の末日において当該年度の政務調査費に係る決算を整理し、翌年度の4月30日までに収入及び支出の報告書並びに政務調査費により行った事業の実績(以下「収支報告書等」という。)を議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散した日の翌日から起算して30日以内に解散した日の属する年度の収支報告書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項により収支報告書等が提出されたときは、遅滞なくその写しを市長に提出しなければならない。

(調査)

第9条 市長は、政務調査費の適正な執行を図るため、必要な範囲において会派に報告又は関係資料の提出を求めることができる。

(政務調査費の返還等)

第10条 政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要なものとして支出した経費の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

2 市長は、会派が虚偽又は不正な行為によって政務調査費の交付を受け、又はこの条例の規定に違反して政務調査費を支出したことが明らかであると認めるときは、当該政務調査費の全部又は一部の返環を求めることができる。

(収支報告書等の保存)

第11条 議長は、第8条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書等を、提出された日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日条例第19号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

○久留米市議会政務調査費の交付に関する

条例施行規則

平成13年3月30日

久留米市規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年久留米市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 議員が会派を結成したときは、その代表者は、当該会派を結成した日から7日以内に、市長に対し、議長を経由して会派結成届(第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た事項に異動を生じたときは、当該会派の代表者は、異動が生じた日から7日以内に、市長に対し、議長を経由して会派変更届(第2号様式)を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散した日から7日以内に、市長に対し、議長を経由して会派解散届(第3号様式)を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 条例第3条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度4月7日までに、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単位期間(条例第4条第3項の単位期間をいう。)の途中において新たに結成した会派が、初めて政務調査費の交付を受けようとする場合にあつては、当該会派の代表者は、結成した日の属する月の翌月(結成した日が毎月1日(以下「基準日」という。))に当たる場合は、結成した日の属する月)の7日までに、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定及び交付変更決定)

第4条 市長は、毎年度、前条第1項又は第2項の規定により申請のあつた会派について、その年度に交付すべき政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者に政務調査費交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第2条第2項の会派変更届が提出された場合において、会派の所属議員に異動が生じた場合は、前項により既に決定した政務調査費の額を変更し、当該会派の代表者に政務調査費交付変更決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 会派の代表者は、条例第4条第7項に規定する政務調査費の交付日の10日前までに、市長に対し、政務調査費の交付を請求するものとする。

(使途項目区分)

第6条 条例第6条第1項各号に規定する政務調査費の使途区分は、別表のとおりとする。

(収支報告等)

第7条 条例第8条第1項及び第2項に規定する収入及び支出の報告書の様式は、第7号様式のとおりとし、同項に規定する、政務調査費により行った事業の実績の提出は、事業実績報告書(第8号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(久留米市議会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の廃止)

2 久留米市議会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則(平成8年久留米市規則第8号)は、廃止する。

別表(第6条関係)

項目	区分
研究研修費	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金(交通費、宿泊費、食事代を含む。) (3) 出席者負担金 (4) 旅費(交通費、宿泊費及び日当)
調査旅費	(1) 旅費(交通費、宿泊費及び日当)
資料作成費	(1) 印刷製本費 (2) 筆耕翻訳料
資料購入費	(1) 新聞、雑誌、図書(追録図書を除く。)その他の資料の購入費
広報費	(1) 印刷製本費 (2) 通信運搬費(広報誌等の送料に限る。) (3) 会場借上げ料 (4) ホームページの作成及び掲載に要する費用
広聴費	(1) 会場借上げ料 (2) 印刷製本費 (3) 食糧費(お茶・菓子代に限る。)
人件費	(1) 賃金(社会保険料を含む。)
事務費	(1) 消耗品費 (2) 通信運搬費 (3) 手数料 (4) 使用料(日本放送協会その他の公共放送機関への受信料を含む。) 及び賃借料